

電気の経過措置料金に関する検討事項について

平成30年9月26日（水）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

- 1. 電力システム改革の経緯**
2. 経過措置料金について
3. 検討体制

我が国の電気事業制度改革の歴史と電力全面自由化の位置

- 我が国の電気事業制度は、1995年以降、発電部門における競争原理の導入や小売部門の自由化対象の順次拡大など、累次の改革を実施。

第一次制度改革（平成7年）

- ✓ 電力の卸供給を行う独立発電事業者（IPP）制度の導入と電源入札制度の創設
- ✓ 電力会社の料金メニュー多様化（選択約款の導入） 等

第二次制度改革（平成11年）

- ✓ 特別高圧需要家（大規模工場、デパート等）を対象に自由化実施
- ✓ 電力会社の料金引下げに係る規制緩和（許可制⇒届出制） 等

第三次制度改革（平成15年）

- ✓ 高圧需要家（中規模工場、スーパー等）を自由化対象に拡大
- ✓ 卸電力取引市場の整備 等

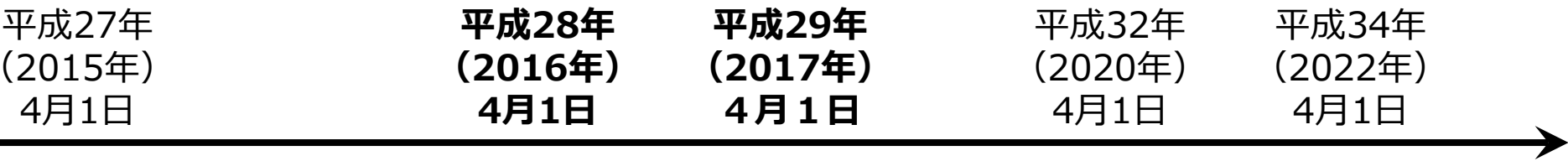
第四次制度改革（平成20年）

- ✓ 卸電力取引活性化のための「時間前市場」の創設
- ✓ 託送料金における「ストック管理制度」の導入 等

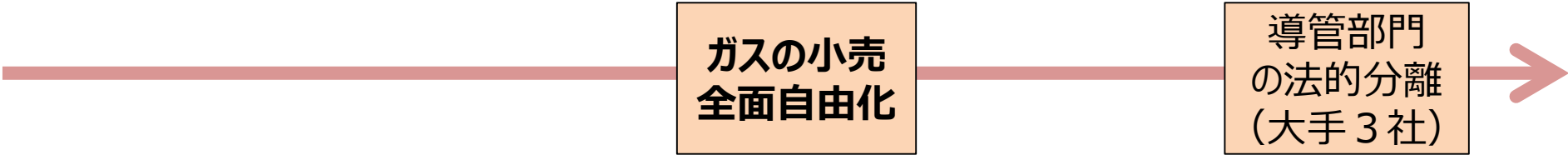
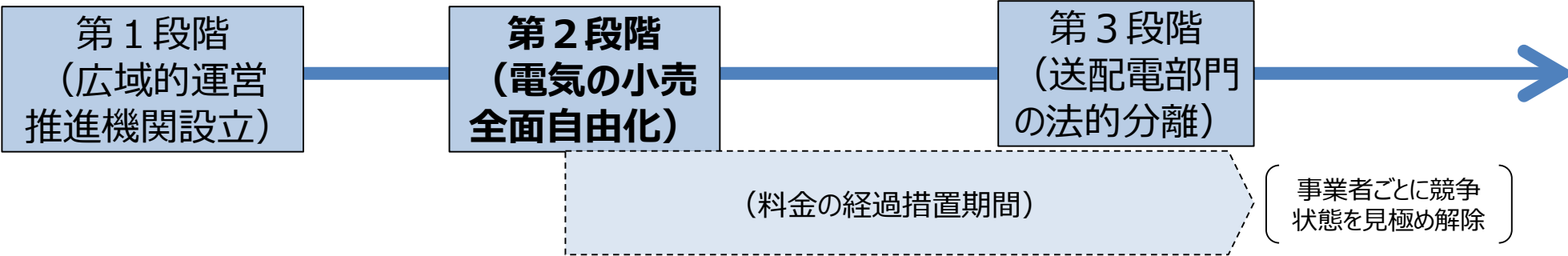
第五次制度改革（平成27年）

- ✓ 広域的運営推進機関と電力取引監視等委員会の設立
- ✓ 電気の小売全面自由化（2016年4月から）
- ✓ 送配電部門を発電・小売部門と別会社化（法的分離：2020年から）

第五次制度改革の全体スケジュール

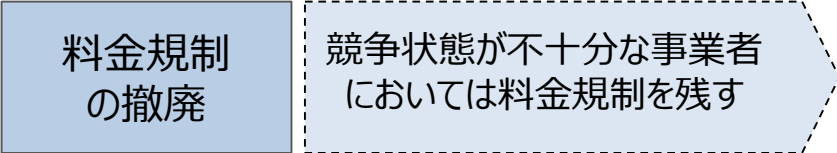
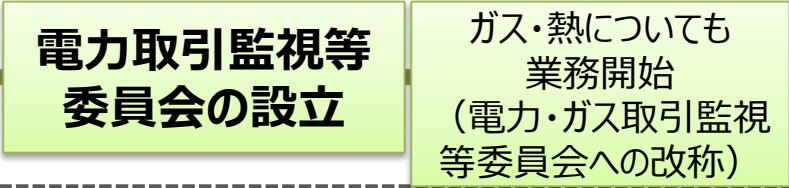


【電力】



【市場監視委員会】

平成27年（2015年）9月1日



1. 電力システム改革の経緯
- 2. 経過措置料金について**
3. 検討体制

経過措置料金規制の仕組み

【概要】

- 平成28年4月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防止する観点から、旧一般電気事業者の低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、平成32年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）を存続させることとなっている（平成26年改正電気事業法附則第16条）

【主なメニュー】

- 従量電灯（主な用途：一般家庭等） 約5990万件（平成30年6月時点の契約口数）
 - 低圧電力（主な用途：小規模店舗等） 約450万件（同上）
- ※上述の他に、農事用電力、公衆街路灯など各種経過措置料金メニューが存在。

【今後の予定（電気事業法上の規定）】

- 本経過措置は、平成32年3月末をもって撤廃し、同年4月以降は、「電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する」供給区域については、経過措置料金が存続することとなる。
- なお、平成31年4月以降、大臣指定を行うことが法律上可能となる。これに関し、経済産業大臣より、電力・ガス取引監視等委員会に対し、平成30年9月13日付で、指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準（以下、「経過措置適用区域指定等基準」という）や競争状況の評価等について意見聴取があったところ（参考資料1参照）。

経過措置料金メニュー一覧

区分		料金メニュー名称	概要	契約口数（件）	使用電力量（千kWh）
				（2017年3月末時点）	（2016年度）
経過措置料金メニュー	電灯	従量電灯	特徴：一般の需要向け（電灯需要の大半を占める） 主な利用目的：一般家庭、商店、事務所の消費電力等	51,947,403	177,536,424
		公衆街路灯	特徴：公衆街路灯用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：一般道路、橋、公園の照明等	11,958,062	5,840,403
		定額電灯	特徴：電灯需要のうち小容量向け 主な利用目的：アパートやマンションの照明等	1,517,416	914,282
		臨時電灯	特徴：1年未満の電灯需要向け 主な利用目的：土木工事における照明等	188,379	517,038
		農事用電灯 （誘が灯、電照栽培）	特徴：農事用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：誘が、電照栽培	595	1,374
	電力	低圧電力	特徴：低圧で動力を使用する工場等向け 主な利用目的：製品製造や加工のための動力等	4,698,522	25,358,459
		農事用電力 （かんがい排水用、脱穀調整用、育苗・栽培用）	特徴：農事用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：かんがい排水、脱穀調整、育苗・栽培	71,024	796,517
		臨時電力	特徴：1年未満の電力需要向け 主な利用目的：土木工事における動力等	11,070	126,099

※ 1 みなし小売電気事業者により経過措置メニューの構成は異なる

※ 2 契約口数、使用電力量は全国の合計値

従量電灯メニューの例

料金メニュー		従量電灯		
適用範囲	用途	電灯または小型機器を使用する需要		
	契約容量他	従量電灯A：5A 従量電灯B：10～60A 従量電灯C：6kVA～50kVA未満		
料金制		従量電灯A：最低料金制 従量電灯B・C：2部料金制		
主な需要		照明、一般家庭、業務用機器等		
料金単価（1月あたり）	従量電灯A	最低料金（8kWhまで）	231.55円	
		電力量料金(9kWh以上)	19.52円	
	従量電灯B	基本料金	10A	280.80円
			15A	421.20円
			20A	561.60円
			30A	842.40円
			40A	1,123.20円
			50A	1,404.00円
			60A	1,684.80円
		電力量料金	1段階（120kWhまで）	19.52円
			2段階（121～300kWhまで）	26.00円
			3段階（301kWh以上）	30.02円
		最低月額料金		231.55円
	従量電灯C	基本料金（1kVA当り）		280.80円
		電力量料金	1段階（120kWhまで）	19.52円
			2段階（121～300kWhまで）	26.00円
			3段階（301kWh以上）	30.02円

※料金単価は東京電力エナジーパートナーの経過措置メニューから引用

地域別の経過措置料金比率（電灯）

- みなし小売電気事業者の電灯需要を経過措置料金と自由料金に区分すると、契約口数ベースでは約86%、使用電力量ベースでは約70%が経過措置料金になっている。

契約口数ベース（2017年3月末時点）

	経過措置料金	自由料金
北海道電力株式会社	92%	8%
東北電力株式会社	91%	9%
東京電力エナジーパートナー株式会社	91%	9%
中部電力株式会社	79%	21%
北陸電力株式会社	81%	19%
関西電力株式会社	86%	14%
中国電力株式会社	71%	29%
四国電力株式会社	84%	16%
九州電力株式会社	83%	17%
沖縄電力株式会社	94%	6%
10社計	86%	14%

使用電力量ベース（2016年度）

	経過措置料金	自由料金
北海道電力株式会社	74%	26%
東北電力株式会社	73%	27%
東京電力エナジーパートナー株式会社	77%	23%
中部電力株式会社	65%	35%
北陸電力株式会社	54%	46%
関西電力株式会社	72%	28%
中国電力株式会社	52%	48%
四国電力株式会社	65%	35%
九州電力株式会社	64%	36%
沖縄電力株式会社	85%	15%
10社計	70%	30%

※離島供給、最終保障供給分を除く
 ※旧選択約款を自由料金に含めて算出

（参考） 関連条文

■ 電気事業法等の一部を改正する法律 附則（平成二六年六月一八日法律第七二号） 抄

〔 施行日：平成32年4月1日、ただし、第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十六条に二項を加える改正規定（第六項に係る部分に限る。）は、平成31年4月1日 〕

（みなし小売電気事業者の供給義務等）

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域（離島（新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。）を除く。以下この項において同じ。）であって、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要（みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給（附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給をいう。）を開始した旧供給地点（附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。）における需要及び特定規模需要（旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。）を除く。）であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「特定需要」という。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「特定小売供給」という。）を拒んではならない。

一 ～二 （略）

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 ～ 5 （略）

6 経済産業大臣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（次項において「平成二十七年改正法施行日」という。）前においても、第一項並びに附則第二十五条の五及び第二十五条の十第四項の規定の例により、指定旧供給区域を指定することができる。

7 （略）

1. 電力システム改革の経緯
2. 経過措置料金について
- 3. 検討体制**

各課題類型の検討体制

資源
工
ネ
ル
ギ
ー
庁

経過措置料金メニュー	その他関連事項
・農事用、公衆街路灯向けメニュー等の経過措置料金メニューの在り方の検討	・燃料費調整に関する仕組みの在り方や、常時バックアップ等、経過措置に関連する事項の検討

料金制度等

- ・三段階料金制度
- ・最終保障供給制度

電
力
・
ガ
ス
取
引
監
視
等
委
員
会

経過措置適用区域指定等基準等	競争評価等
・経過措置適用区域指定等基準等の検討 （消費者等の状況、十分な競争圧力の存在、競争の持続的確保等を勘案し、具体的かつ定量的な判断枠組みや、実効的な事後監視の仕組み等を検討）	・競争評価の実施 （経過措置適用区域指定等基準を踏まえ、経過措置維持のために指定が妥当と考えられる供給区域を検討。） ※必要に応じて、撤廃までに必要な追加的な条件等を提示。

配慮事項

- ・消費者への効果的な周知・広報活動の在り方
- ・経過措置撤廃に向けた大手電力会社の実務的手続 等

検討スケジュール

